

募集要項等の変更箇所一覧

公共施設等運営権実施契約書（案）

No.	該当箇所			変更前	変更後
	頁	行	項目		
1	別紙 9	15	2. プロフィット シェアの支払方法	2. プロフィットシェアの支払方法 運営権者は、各対象期間の最終の事業年度終了後<u>1</u>か月以内に前項の定めに従い算定したプロフィットシェアの金額を JSC に提出して確認を受けた上で、JSC の確認後 1 か月以内に JSC が指定する金融機関の口座に確定したプロフィットシェアの金額を振り込む方法で支払うものとする。	2. プロフィットシェアの支払方法 運営権者は、各対象期間の最終の事業年度終了後<u>3</u>か月以内に前項の定めに従い算定したプロフィットシェアの金額を JSC に提出して確認を受けた上で、JSC の確認後 1 か月以内に JSC が指定する金融機関の口座に確定したプロフィットシェアの金額を振り込む方法で支払うものとする。

（注） 該当箇所における行は、変更後の該当頁（ページ）の最上部から数えたものになります。（表、改行は含みません。）